

社会福祉法人静和会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の、女性職員の育児休業取得率100%の維持

男性職員の育児休業取得率20%を目指す

目標2：労働者一人当たり月平均残業時間2時間以内の維持

<具体的な行動内容>

令和7年4月 業務効率化推進委員会設置（3ヵ月に1回程度開催し課題検討）

令和7年5月 男性の育休制度、育児休業及び休暇制度に関するパンフレット
作製

令和7年6月 職員会議等による制度周知

令和7年7月 外国人材採用により人員を確保し、業務負担軽減を図る

令和8年3月 設定目標の達成状況確認

社会福祉法人 静和会

会長 松村 吉一

社会福祉法人静和会 行動計画

(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：期間内に有給休暇取得率の10%向上

目標2：労働者一人当たり月平均残業時間2時間以内の維持

<具体的な行動内容>

令和7年4月 職員会議等を通し、有給休暇取得推進及び残業時間減少目標を
周知

令和7年10月 有給休暇取得状況の確認及び残業時間数の現状把握
有給休暇取得率の低い職員及び残業時間数の多い職員に対し個別
面談を実施し、業務の現状把握を行うと共に、助言・指導を
実施

令和8年3月 目標の達成状況を確認し、次年度以降に向けた改善計画の策定

社会福祉法人 静和会

会長 松村 吉一